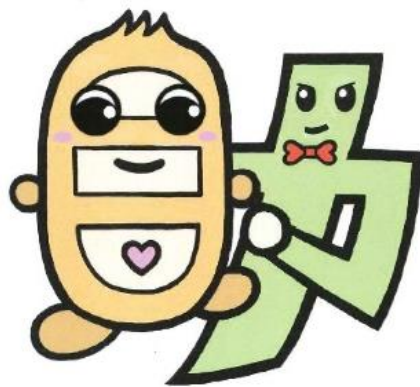


令和6年度

# 事業計画書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日



茨木市社協 70 周年マスコットキャラクター  
「アイちゃんとタスケくん」

社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会



# 目 次

I	基本方針	1
II	重点目標（重点項目）	1
	1. 社協発展に向けた運営基盤の強化	1
	2. 地区福祉委員会活動の役割や機能を発揮させ 包括的な支援体制づくりを構築	1
	3. ボランティアセンター機能の充実	1
	4. 権利擁護支援に関する事業の充実	1
	5. 新型コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ事業	2
	6. 地域福祉活動計画の推進	2
III	主要事業	3
	1. 総務部門	3
	法人運営事業	3
	1) 定款・諸規程及び指針の遵守・徹底	3
	2) 理事会・評議員会等の適切な運営	3
	3) 法人ガバナンスの強化や運営における透明性の確保	3
	4) 経理・財政管理に関わる業務	3
	5) 経営改革の推進	3
	6) 人事管理に関する業務	3
	7) 本協議会会員に関する業務	4
	広報・啓発事業の充実	4
	善意銀行の運営	4
	車いす・ベビーカー等備品の貸出	5
	各種団体との連携	5
	共同募金事務及び事業の推進	5
	2. 地域福祉部門	6
	地域支援事業	6
	1) 地区担当制による地区福祉委員会活動の支援	6

2)	小地域ネットワーク活動の推進	6
3)	IBARAKI コミュニティカーシェアリング事業の推進	6
4)	地区福祉委員長連絡協議会との連携	6
5)	各種会議への参加・参画	6
6)	専門性の向上	6
7)	地域福祉活動計画・地区行動計画 (地区福祉委員会行動計画)の推進	6
3.	相談支援・権利擁護部門	7
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業	7
	生活福祉資金貸付事業	7
	日常生活自立支援事業	8
	権利擁護相談センター事業	8
	当事者組織支援事業	8
1)	老人介護家族の会の活動支援	8
2)	発達障がいの子どもの将来を描く親の会「あかね空」 の活動支援	8
3)	医療的ケアを必要とする児童に対する 就学支援の拡充をめざす会の活動支援	9
	児童養護施設支援事業	9
4.	ボランティアセンター部門	10
	ボランティアセンター運営事業	10
1)	ボランティアセンターの管理運営	10
2)	各種ボランティア活動の支援	10
	災害ボランティアセンターに関する事業	10
	福祉車両移送サービス事業	11
	福祉教育事業	11
5.	社会貢献事業部門	12
	コロナ禍での各種支援事業	12
	茨木市高齢者・障がい者各事業所連絡会との協働	12

## I 基本方針

コロナ禍を経て地域で人々の関係性の希薄化が進み、生活の困窮や閉じこもり、孤立死の問題、経済情勢や雇用環境の厳しさも未だ続く中、人と人とのつながりや助け合いを中心とした地域福祉の充実が益々必要とされてきています。

本協議会では、今年度より「権利擁護相談センターいばらき」を設置し、様々な理由で生活に困りごとを抱えた方々が、その人らしく暮らせる地域づくりのため、本協議会の実施する他の事業や各関係機関とも連携しつつ総合相談対応を進めます。

また、今年度策定した「地域福祉活動計画」(第3期)に基づき、「地域住民及び団体の活動支援」「ボランティアの育成・活動支援」「権利擁護の支援体制強化」の3本柱を中心に、それぞれの事業を連携させて地域福祉の推進に取り組みます。

## II 重点目標(重点項目)

### 1. 社協発展に向けた運営基盤の強化

事業・事務費等の経費削減に努め、人材の確保・育成等業務体制の整備や財務規律等を徹底するとともに、各事業の内容や財源等について茨木市と協議のうえ、運営基盤の強化に努めます。

また、地域住民や関係者に本協議会会員として活動等に参加してもらうため、積極的な情報発信等を行います。

### 2. 地区福祉委員会活動の役割や機能を発揮させ包括的な支援体制づくりを構築

誰もが地域の中で安心して暮らせるよう、関係機関も含めた地域住民同士が支え合える地域共生のまちづくりを目指して、各圏域を担当する地区担当職員がその専門性を活かし、地区福祉委員会活動を中心とした伴走支援を行います。

さらに、今年度より本格実施となる重層的支援体制整備事業も視野に入れた、地域住民のニーズ発見や必要とする参加方法、居場所づくりを地域住民や関係機関との協議により進めます。

### 3. ボランティアセンター機能の充実

ボランティアセンターでは、福祉活動の担い手づくりを進めるため、各種ボランティア講座等により、新たな人材の養成やボランティア登録者同士の交流による育成を進めるとともに、誰もが集い市民ボランティアの力も発揮しながら活動の可能性を広げる『みんなの居場所』ともなるボラ♥かふえの機能もさらに充実させます。

さらに、障がい当事者やボランティアの持ち味を活かして、地域住民一人ひとりに福祉に対する気付きを促す啓発イベントや福祉教育の取り組みを推進します。

また、災害時に各種団体や関係機関、地域とスムーズに連携・協働できるよう、平時から協議の場を設けて災害ボランティアセンターの運営訓練等を実施するなど、積極的な関係づくりを進めます。

### 4. 権利擁護支援に関する事業の充実

認知症や障がい等により判断能力の十分ではない方が、引き続き地域でその人らしく暮らすことができるよう、金銭管理をはじめとした日常生活のサポートを関係機関と連携して実施します。

また、権利擁護相談センターを設置し、相談対応や各種専門機関へのつなぎや本協議会の日常生活自立支援事業や各種事業と連携するとともに、権利擁護支援に関する研修会の実施や周知啓発に努め、地域住民の権利擁護を支援します。

#### 5. 新型コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ事業

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の償還が開始されて1年が経過していますが、借り受けた世帯によってはいまだ生活に困窮し、さらに新たな問題も浮かび上がることから、各種支援が必要と考えられますので、償還免除の申請未応答者等に対して償還猶予や免除の相談、申請手続き等のフォローアップを行い、適切な支援につなげます。

#### 6. 地域福祉活動計画の推進

今年度新たに策定した地域福祉活動計画の基本目標や施策を基に、地区福祉委員会の地区行動計画策定や地域の活動拠点づくりの推進、ボランティアなど地域活動の担い手づくりの推進、権利擁護支援の体制づくりなど具体的な取組を進めます。

また市の地域福祉計画と一体的策定を行っていることから、計画の進捗管理についても市との連携により進めます。

### Ⅲ 主要事業

#### 1. 総務部門

##### 法人運営事業

法人のガバナンス強化と事業運営の透明性向上、財務規律の確保、地域における公益的な取り組みに努めるとともに、本協議会への理解と共感を広げる広報活動を推進し、役職員が一体となって市民の信頼に応える法人運営に努めます。

##### 1) 定款・諸規程及び指針の遵守・徹底

- ①定款・諸規程及び指針内容を遵守するための周知・教育

##### 2) 理事会・評議員会等の適切な運営

- ①各種会議の開催  
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、執行役員会等の開催
- ②職員体制の強化
- ③理事会、地区福祉委員長会各々の機能強化と事務局を含めた連携体制の充実を図るため、本協議会事業運営等についての情報の共有

##### 3) 法人ガバナンスの強化や運営における透明性の確保

- ①外部公認会計士事務所による指導援助
- ②情報、セキュリティの強化
- ③苦情解決に関するシステムの確立
- ④働き方改革実現に向けた取組み

##### 4) 経理・財政管理に関わる業務

- ①財務規律の徹底
- ②経理事務に関する業務
- ③基金の適正な管理と活用に関する業務
- ④善意銀行の適正な管理と活用に関する業務
- ⑤資産運用に関する業務
- ⑥広報誌への広告掲載に関する業務
- ⑦助成金交付事業に関する業務

##### 5) 経営改革の推進

「中期財政改善計画」をもとに、法人の体制整備と財政の安定化を図るため、当面の経営改革の進捗管理を行う

##### 6) 人事管理に関する業務

- ①人材育成  
職員の各種研修会への出席及び研修内容の共有による資質の向上
- ②担当業務に関わる資格取得の支援
- ③相談援助技術及び地域支援機能の強化に関わる研修会への参加
- ④所属課長・係長ヒアリングの実施
- ⑤人事評価の実施
- ⑥人権問題の理解と認識のための研修会の実施
- ⑦メンタルヘルス対策の充実

- ⑧人材の採用計画の策定
- ⑨ソーシャルワーク実習の受入れ

## 7) 本協議会会員に関する業務

### ①賛助会員

賛助会員には、本協議会や地区福祉委員会の主旨、活動に理解と賛同をいただくほか、ボランティアとして地域活動へ参画していただくとともに、会費（賛助会費）を納めることで、各種事業を実施するために資金面でもサポートしていただきます

\*会員募集の啓発は、令和3年度から実施している一般用チラシの全戸配布と令和4年度から実施している各地区福祉委員会独自のチラシによる地区内配布の2パターンで進めます

### ②組織構成会員

本協議会の構成団体として、構成員のそれぞれの立場を基盤とした評議員を選出することにより、議決機関である「評議員会」の選出母体として、社協の運営に意見を反映させます

## 広報、啓発事業の充実

本協議会の事業や活動及び福祉全般に関する情報を、広報誌「社協だより」やホームページを活用して広く地域住民に提供しています。内容も、本協議会のものだけでなく、地区福祉委員会やボランティア、当事者・関係団体等の活動紹介や新たなアイデア等の募集も掲載します。

- ①広報誌「社協だより」の年3回発行
- ②賛助会員募集チラシの配布（2月）
- ③ホームページの活用・充実
- ④SNSの活用
- ⑤市広報誌の活用
- ⑥商工会議所会員（法人、企業）に対する賛助会員や寄附の募集
- ⑦市民が集うイベントにて本会活動のPR(チームオール社協)

## 善意銀行の運営

金品口座として個人や企業等の善意による金銭と物品の預託を受けながら、必要に応じて各種福祉施設や生活困窮者等へ払い出します。

- ①プルタブ等のリサイクル活動の支援
- ②善意銀行事業の広報誌等での啓発や活用の流れを住民に発信
- ③生活困窮者等必要なところへの活用
- ④ボランティア、当事者団体等の各種活動に対する助成金の交付
- ⑤企業・団体と連携した食料品等の提供



## 車いす、ベビーカー等備品の貸出

善意銀行の預託等で揃えた各種備品（車椅子、ベビーカー、高齢者疑似体験セット、アイマスク等）を、必要とされる茨木市内在住の方々や福祉体験学習等を行う学校、各種団体に貸し出します。

- ①突発的な傷病や他制度で借用ができない方への車いすの貸出
- ②2歳未満の乳幼児を育児している方へのベビーカーの貸出
- ③福祉体験学習等を行う学校等へ的高齢者疑似体験セットアイマスク等の貸出

## 各種団体との連携

児童虐待防止や更生保護について、地域の活動とどの様に連携できるかを考え、地域活動の見守り強化へと結びつけます。  
また、市内大学との連携を密にし、各大学の特色を活かしながら地域活動やボランティア活動へ結びつけます。

- ①「子ども“わいわい”ネットワーク茨木」の運営参画・支援
- ②「社会を明るくする運動」への協力
- ③市内大学との協働による地域と連携した新たな事業の検討と実施

## 共同募金事務及び事業の推進

共同募金配分金を高齢者や障がい者に対する福祉の充実、或いは地域福祉活動の啓発や災害支援準備、子育て支援活動に活用するなど、共同募金運動と連携して市民参加の地域福祉を推進します。  
また、事業推進のための募金方法も随時見直します。併せて、定着してきた「くじ募金」も、実績を踏まえて実施方法を見直すとともに、今年度も積極的に地域の各種事業や商業施設と協力し、共同募金運動の啓発・周知に努めます。

- ①地区共同募金会の事務局運営
- ②共同募金配分金事業
- ③歳末たすけあい配分金事業
- ④くじ募金等街頭募金の拡大と充実
- ⑤企業・団体等と連携した周知活動の実施

## 2. 地域福祉部門

### 地域支援事業

住民や各種団体、専門職の主体性や自発性を高めながら、高齢者、子ども、障がい者等すべての住民が自分らしく過ごすことのできる共生の地域づくりを推進していきます。

- 1) 地区担当制による地区福祉委員会活動の支援
  - ① 5 圏域に地区担当者を配置し、地区福祉委員会の組織運営や活動の支援
  - ② 地区福祉委員会研修会等の開催
  - ③ 地域活動者と関係機関、専門職、行政等との連携促進の支援
  
- 2) 小地域ネットワーク活動の推進  
地区福祉委員会を中心に個別の見守り活動、また各種サロン事業やぷらっとホーム事業等を通じた地域住民の居場所づくりなど、小地域ネットワーク活動の展開を支援
  
- 3) IBARAKI コミュニティカーシェアリング事業の推進  
住民や専門職が主体的に把握した地域課題に対して、柔軟な活動を展開するために事業を活用することを支援
  
- 4) 地区福祉委員長連絡協議会との連携  
住民活動の継続化と安定化を図るため、33 地区福祉委員会で事業を検討し展開するための運営を支援
  
- 5) 各種会議への参加・参画  
民生委員児童委員協議会の地区定例会、地域ケア会議、セーフティネット会議、圏域会議、エリア会議、茨木シニアネットワーク定例会など各種会議へ出席し、地域活動者・CSW・障害相談支援センター・地域包括支援センター・地区保健福祉センター・シニアネットワーク等と連携
  
- 6) 専門性の向上  
地域支援者としての資質を高めるために、各種研修会や会議へ参加
  
- 7) 地域福祉活動計画・地区行動計画（地区福祉委員会行動計画）の推進
  - ① 地域福祉活動計画の推進および進捗管理
  - ② 地区行動計画（地区福祉委員会行動計画）の策定および推進

### 3. 相談支援・権利擁護部門

#### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

市内14か所に、地域での見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置する『CSW機能配置促進事業』を茨木市から受託し、本協議会は茨木・中条、大池・中津の4小学校区を担当し、下記の内容を進めます。

- ①いきいきネット相談事業の実施
- ②健康福祉セーフティネットの構築と維持、管理
- ③生活困窮者自立支援事業への協力
- ④関係機関や民間団体との連携による支援体制の構築
- ⑤地域ケア会議等、関連機関会議への出席
- ⑥地域包括ケアシステム構築に向けての関係機関との連携
- ⑦総合保健福祉計画推進への協力
- ⑧地区担当職員との連携強化
- ⑨CSW活動の周知強化(新)
- ⑩生活福祉資金貸付職員との連携強化(新)

#### 生活福祉資金貸付事業

低所得や生活困窮者等を対象に、経済的なニーズや福祉的課題を解決するために資金の貸付を行う、公費によって貸付原資や事業基盤が担保され実施している社会福祉制度です。

低所得や生活困窮者等で継続した支援が必要な方には、相談支援機関とも連携してサポートしていきます。

併せて、新型コロナウイルス特例貸付の借受人のうち、償還が始まった今でも生活困窮が続き、現在も償還が難しい世帯へのフォローアップ支援をするなど、借受人の生活再建に向けて適切な支援を行います。

- ①緊急小口資金
- ②福祉資金
- ③教育支援資金
- ④総合支援資金（就職活動中の支援）
- ⑤不動産担保型生活資金
- ⑥臨時特例つなぎ資金
- ⑦生活復興支援資金
- ⑧新型コロナウイルス特例貸付の借受人へのフォローアップ
- ⑨各関係機関（困窮者支援）との連携強化

## 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等がある方の福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行うことで、地域で自立した生活が送れるよう支援します。  
利用者の権利を守るために、当事業での支援の継続か、または成年後見制度へ移行か本人の意思決定支援も含め、専門職や関係機関と随時検討します。  
事業利用希望者の待機者が増加しているため、早期に解消できるよう努めます。

- ①生活相談支援
- ②ケース検討会等への参加を通じた関係機関との連携
- ③啓発のための研修会や出前講座の開催
- ④権利擁護に関する各種研修会への参加
- ⑤待機者解消への取り組み
- ⑥生活福祉課との連携

## 権利擁護相談センター事業（新規）

日常生活自立支援事業と同様に、判断能力が不十分な方が地域で安全に安心して暮らせるように、日常生活自立支援事業の専門員や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、行政機関との関係性を深め、権利擁護支援のネットワークを構築し、意思決定支援や、成年後見制度等の適切な制度、各種サービス、関係機関に繋げて支援します。

- ①権利擁護相談センター運営委員会の運営
- ②権利擁護に関する周知啓発
- ③権利擁護に関する相談受付対応
- ④権利擁護支援に関する関係機関との研修会の開催
- ⑤権利擁護支援に関するネットワークづくり

## 当事者組織支援事業

家族等の介護・介助を行っている当事者同士が集まり、介護・介助等のお互いの悩みを共有し、学習や情報発信を実施している当事者組織の運営等を後方支援します。また、社協が取り組む当事者支援の在り方についても検討します。

- 1) 老人介護家族の会の活動支援
  - ①老人介護家族の会事務局運営
  - ②老人介護家族の会事業実施のサポート
  - ③持続した会活動の運営のため組織の在り方や活動内容の見直し
  - ④介護体験（経験）を活かした他団体への協力による会活動の啓発
  - ⑤関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等）との連携強化
  - ⑥北摂ブロック内での連携強化
  
- 2) 発達障がいの子どもの将来を描く親の会「あかね空」の活動支援
  - ①あかね空サロン開催サポート
  - ②勉強会、講演会等の開催協力
  - ③活動場所の提供
  - ④関係機関や市内大学との連携強化
  - ⑤持続した会活動や運営等の検討
  - ⑥他団体の協力による会活動の啓発

3) 医療的ケアを必要とする児童に対する就学支援の拡充をめざす会の活動支援

- ①勉強会、講演会等の開催協力
- ②活動場所の提供
- ③関係機関や福祉事業所等との連携強化
- ④本会事業との連携の検討
- ⑤他団体の協力による会活動の啓発

児童養護施設支援事業

市内3児童養護施設の子どもたちを対象に、季節に応じた招待事業や慰問事業等を共同募金、歳末募金を活用し継続して行っています。さらに、施設と地域とが顔の見える関係を継続して築くことが出来るような支援を展開します。

- ①夏の茨木キャンプ実施（小学生対象）
- ②年末年始の施設慰問の実施（全児童対象）
- ③中学生卒業お祝い事業の実施（中学3年生対象）
- ④善意銀行預託物の払い出し
- ⑤地域と連携した各種事業の実施

## 4. ボランティアセンター部門

### ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動をしたい方とボランティアに援助を求める方をつなぐ役割として、ボランティア活動に関する情報の提供や調査、ボランティアの交流、施設・団体との連携、ボランティア講座の開催等ボランティアセンターの運営を行います。講座や活動の場が増えているので、そうした機会での新たなボランティアの発掘や活動支援にも力を入れます。

#### 1) ボランティアセンターの管理運営

- ①ボランティアセンター運営検討委員会の開催
- ②ボランティアの養成
  - \*各種講座等の開催（高齢者・障がい者サポート、入門講座等）
  - \*ボランティア体験プログラムの実施、拡充
  - \*中学生や高校生をターゲットとした子ども、若者ボランティアの体験講座
  - \*ボランティア交流の充実
- ③ボランティアの活動の需給調整
- ④ボランティア活動の啓発と情報提供
- ⑤茨木市ボランティア連絡会の活動支援（新規加入のための啓発など）
- ⑥ボランティア保険の取り扱い

#### 2) 各種ボランティア活動の支援

- ①在宅者向けの活動（高齢者、障がい者、児童、育児中の親・家庭等）
- ②施設での活動（高齢者、障がい者、児童対象の施設にて）
- ③電話訪問（友愛訪問、相談等）活動の推進
- ④各ボランティアグループへの部屋の貸出、定例会への参加
- ⑤ボラ♥かふえの活用拡大

### 災害ボランティアセンターに関する事業

災害ボランティアセンターを設置・運営した実績を活かし、協定締結団体をはじめとする各種関係機関、地域住民と協働できる体制作りに向けた各種取り組みを実施します。

有事の際、速やかに連携が取れるよう顔の見える関係づくりに取り組みます。

- ①災害ボランティアセンターの機能と役割の周知（啓発パンフレットの作成）
- ②人材の養成と育成（災害ボランティア養成講座等）
- ③各地域との連携についての研修
- ④災害ボランティアの交流会・勉強会の開催
- ⑤茨木市地区保健福祉センターと連携した災害支援活動の研究
- ⑥平時でも活用できる災害備蓄品の確保と管理、整備
- ⑦災害ボランティアセンター運営シミュレーション研修の実施
- ⑧各関係団体との連携強化

## 福祉車輻移送サービス事業

外出が困難な方が車いすに乗ったままで福祉車輻を利用して移動ができる事業で、外出する際の移送については、運転技術を活かしたボランティアで支援します。

- ①福祉車輻移送サービスボランティアの養成・育成
- ②ボランティア同士の情報交換会や交流会の実施
- ③事業啓発・周知
- ④災害時の難病患者や機器等の移送支援（新規）

## 福祉教育事業

地域住民自らが「互いの違いを知り、違いを認め合うことの大切さ」を考え、行動に移す力を養うために、学校や福祉委員、当事者、各専門職等との協働のもと、共に学び合えるようアプローチすることで、地域づくりの一助とします。

- ①地域生活の場で福祉を学び合う機会の創出
- ②市内各学校（小・中・高・大等）や地域、社会福祉法人、企業との協働実践
- ③新たな福祉教育メニューの開発と実践
- ④教員を対象とした研修会の実施
- ⑤福祉教育皆議の実施（福祉教育ネットワークの構築）

## 5. 社会貢献事業部門

### コロナ禍での各種支援事業

コロナ禍で、生活が困窮している若者やひとり親・外国人世帯への支援など、ボランティアの方々の協力や善意の寄附金を活用し、新型コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ事業と連携した新たな支援策を考え展開します。

- ①必要な情報や企業・団体と連携した日常生活品、食料等の提供
- ②コロナ禍での独居高齢者への電話訪問拡大
- ③地域との連動について検討
- ④市内の食に携わる各種団体との連携について検討

### 茨木市高齢者・障がい者各事業所連絡会との協働

各事業所連絡会と連携を取り、台風や地震等のあらゆる災害時に、施設の提供や避難所・災害ボランティアセンターとの連携、各事業所による地元地域での安否確認、事業所間の連携による支援等について検討、実施を進めます。

- ①連絡会内での各事業所意識調査
- ②支援方法及び支援体制の検討
- ③避難所としての受け入れ
- ④避難所への職員派遣
- ⑤災害ボランティアセンターとの連携による地元支援